

みらい1分ニュースレター

2009/10/13 第14号

毎週月曜配信

中国版

テーマ

～『食品安全法』の関連法令が施行～

「食品流通許可証管理弁法」

ポイント

- ✓ 公布部門： 国家工商行政管理総局
- ✓ 施行： 2009年7月30日より
- ✓ 影響： 食品の流通業者(日系企業を含む)は、「食品流通許可証」の取得が義務付けられました。

【滴水穿石】

中国で活躍している日系の外食企業として、サイゼリヤや味千ラーメンが有名ですが、いずれも工場から各店舗への生産・流通システムが優れていることが知られています。

同法の施行にあたり、同社をはじめ各外食産業は、自社工場・食材供給会社の管理体制を、今一度確認する必要があります。

みらいコンサルティング(株) 国際部
中国ニュース配信サービス事務局
Peoples Republic
of China

解説

同弁法は、6月より実施される新しい「食品安全法」の関連法令です。食品の仕入、卸し、運送、販売などの流通業務を行っている食品関連業者は、「食品流通許可証」を取得しなければならないことになりました。

◆【新法の6つの主要内容】

(1) 適用対象

食品の仕入、卸し、運送、販売などの流通業務を行っている食品関連業者が本規制の対象となります。

(2) 適用除外

すでに「生産許可」を有している食品メーカーが自社の生産場所で自社の商品を販売する場合、またはすでに「飲食サービスの許可」を受けている飲食店が自社の飲食店内で自社の加工食品を販売する場合に対しては、「食品流通許可証」の取得は必要ないとされています。

(3) 取得条件

①適切な経営場所(周囲にゴミ捨て場等がなく、清潔であること。また、取扱う食品の種類や数量の面から適当な場所であること等)、②必要な措置(消毒、衛生、廃水やごみの処理等必要な措置を講じていること)、③管理規程等の整備(食品安全のための管理規程類、管理担当者が整備されていること)、④安全で合理的な社内体制整備(自社の業務が安全で、且つ効率的な流れとなっていること)。

(4) 許可範囲

主管部門は、販売内容(「ばら売り」又は「まとめ売り」、販売方法(「卸売」又は「小売」)および場所等について審査を行います。場合によっては現場が視察されることもあります。

(5) 有効期限

食品流通許可証の有効期限は、3年となります。更新の際、期限満了の30日前までに更新の申請を行う必要があります。

(6) 主管部門

主管部門は、地方工商行政管理局です。

執筆：莫 健潔(ばく けんけつ)

みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

会社概要

公認会計士、税理士、司法書士、社会保険労務士等の各分野の専門家をはじめ、約140名の陣容。経営、会計税務、再生再編、M&A、人事労務、情報システム、国際ビジネス等、ワンストップサービスを提供し、クライアント企業の成長をサポートする。

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)

◇〔大阪支社〕大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010

◇〔名古屋事務所〕名古屋市愛知県名古屋市中区栄2丁目11-7 TEL: 052-253-5606

